

令和 6 年度

林土連技術担当者連絡協議会（改善要望事項）

（令和 6 年 1 1 月 1 8 日、DAYS 赤坂見附）

【林野庁口頭回答メモ】

一般社団法人 名古屋林業土木協会
安全・技術対策委員会、環境・社会貢献委員会合同委員会

開 催 日：令和 6 年 1 2 月 1 7 日（火）
開催場所：ホテル名古屋ガーデンパレス

令和6年度改善要望事項（技術担当者連絡協議会）

No.1	項目	要望事項	協会名	要望事項説明者	林野庁R6.11.18口頭回答メモ
1	予算確保	①ICT施工に関する予算の確保について 施工者希望型でのICT活用工事で、ICTを希望しても予算や署の体制が確保できない等の理由で対応できないケースがある。 施工者が希望すれば必ずICT施工が実施できるように、林野庁がしっかりと予算を確保して発注体制が充実するよう要望する。	前橋	1-① 代表して前橋協会が説明	←生産性確保の観点からICTを進めていくこととしているが、全ての場所が適用できるものではないと考える。 ←適用できるところは対応していくこととしている。 ←昨年までは希望する箇所に対応することといていた。 ←土工数量がメインとなるので、規模の少ないところは実施は検討すること。まずは3D化から始めたい。
1	予算確保	①ICT施工に関する予算の確保について ICT施工について変更協議をしたいが、発注者からは「予算がないので対応できない」との回答であった。ICT施工促進の観点からも予算の確保を要望する。	大阪		
1	予算確保	②林道予算の確保について 近年、林道関係の経常予算は極めて少なくなってきたが、現場の実態として「近年の豪雨災害により被災した林道は、大型土嚢と敷鉄板による仮復旧が行われた林道を、大型トラックでの運材が経常的に行われており、利用による危険箇所もみられる。安全確保の観点からも早期に改良工事による本復旧が必要である」ことを要望している。 現場実態を踏まえて必要な改良工事の計画的な実施を要望する。	名古屋		←被災した林道を被災したまま通行することは安全上問題であり仮復旧のまま通行することは避けるようにしたい。 ←名古屋協会から提出された写真を確認したが、応急復旧工事は速やかに本復旧するよう局を指導していきたい。
1	予算確保	②林道予算の確保について 国有林林道予算がかなり厳しくなっているが、治山現場への搬入路として利用する林道も修繕等が必要な場合が多いことから、林道予算の確保を要望する。	大阪	1-② 代表して名古屋協会が説明	
1	予算確保	②林道予算の確保について 今年度の林道事業予算は昨年度に比べ激減しており、新設延長のカットも余儀なくされ、設計変更への対応も憚らない状況に陥っている。 ICT活用による設計変更など論外である。結果的に改良工事等が施工できず、木材運搬車も敷鉄板による応急対策により通行している実態もあるようであるが、通行の安全確保は林道管理者の責務である。林道は木材生産を含む森林整備の基幹をなすものであることを念頭に、次年度以降の林道事業予算について、適切な配分となるよう要望する。また、局、署等からの予算上申については、近年の事業単価の大幅な上昇を踏まえたものとなるよう要望する。	九州		
2	入札・契約	①適正な工期の確保について 早期の発注見通しや入札公告等、徐々に改善されてきていると感じるが、発注が遅れたり入札不調等が生じて工期が年度末までとなっているなど、積雪前の工期打ち切りもやむなしと感じる工期の設定も見受けられる。自然・立地条件や週休二日制・働き方改革等を考慮した適正な工期設定による工事発注を要望する。	前橋	2-① 代表して九州協会が説明	更問:毎年同じ質問が出ているが、事前に繰り越し協議を終えて発注してもらいたい。働き方改革にもなる。 ←繰り越し協議は事案の発生が見込まれることがわかり次第すみやかに繰り越しになるよう局署指導したい。

令和6年度改善要望事項（技術担当者連絡協議会）

No.1	項目	要望事項	協会名	要望事項説明者	林野庁R6.11.18口頭回答メモ
2	入札・契約	①適切な工期の確保について 時間外労働の削減を図るため、早期発注はもとより、工期の設定に際しては労務不足や資材等の供給状況、錯綜する工事の状況等も勘案し、総合的な判断の下で適正な期間を設定いただくよう要望する。また、標準工期が年度を跨ぐ場合は、事前に繰り越し協議を行ったうえで発注することを常態化するよう指導願いたい。	九州		←四国では8月発注する場合、あらかじめ繰り越されていることが見込まれている場合は繰り越し協議を経て発注しているが、全局へ広がりをしていきたいが、財務当局の判断もあることから難しい面もあるが進めたい。 ←災害復旧の査定は翌年または1年後の過年債として予算付けも進めていくこととしている
3	総合評価	①総合評価落札方式の評価対象工事と評価項目について 週休2日の取組実績については、過去1年度間に取組実績証明書の通知を受けた実績の有無で判断されるが、2か年国債工事の1年目については取組実績証明書が発行されないため、週休2日に取り組んでいても評価されない。また、2か年国債工事の完了後の取組実績証明書では1年目の証明とは認められず、取組実績なしの扱いになるとの局の判断と聞いている。2か年国債工事の1年目についても、「中間取組実績証明書」（仮称）を発行するなど、実績として取扱い、単年度工事の受注者より不利な扱いとならないよう要望する。	札幌	3-① 代表して札幌協会が説明	←今後、各局対応を確認して参りたい
3	総合評価	①総合評価落札方式の評価対象工事と評価項目について 応急緊急工事の受注実績も総合評価落札方式の加点対象となっているが、対象が入札物件のみとなっている。同工事の場合は、入札に付されることが少ないため、入札以外の工事も加点対象とするよう要望する。	大阪		←林野庁においては対象外とはしていない ←近中局の公告の書きぶりが誤解を招いている。局を指導する。
4	設計・積算	①ICT施工経費について 建設業全体の魅力向上と労働効率化を図るためICTの推進は必要不可欠な取り組みである。林野庁の試行歩掛により設計変更したところ、ICT機器等提供会社の見積額とは大きな乖離があり、実際にICT施工の経費として使用できたのはごく僅かな金額だった。見積書価格で設計変更を要望する。 また、ICT機器提供会社等からは、林野庁が試行要領で示す内容の見積書を作成することは困難だと言われている。ICT機器提供の業界との連携も要望する。	札幌		更問：L1000、受注者希望によりICT施工のため作成様式により見積書依頼し実施したところ700万円の受注者負担となった。リース会社の見積と林野庁様式（算出仕方）の見積では大きな金額差がある。 ←そもそも1万立方以上は施工パッケージで行うものでないかと考えるが、土工数量、ICT施工できる工種がどういったものであるか、また現場に置いておく期間が長いものやICTが不合理な工事工種もある。 ←林野庁は数量に対する賃料であって期間ではない。土工数量に合わせた賃料としているので相違がある。
4	設計・積算	①ICT施工経費について ICT施工歩掛りに無い諸経費（整備費、補償費、受信機等）があり、歩掛り以上に係増しになる。また、ICT施工ができないのに賃料だけが発生する場合もある。これらの経費の積算を要望する。 さらに、監督職員との協議段階で断念せざるを得ない工事もあることから、ICT活用の推進と予算配分を要望する。	青森	4-① 札幌協会と青森協会が説明	更問：入札公告にICT施工が掲載されていて、受注後、監督員から「予算がないので出来ません」と言われる。発注段階で明記を削除してもらいたい。 ←あつてはならないことである。ICTになじまない発注案件は明記しないようにすべき。 ←局と、林野庁の見解違いもある、疎通を図る・

令和6年度改善要望事項（技術担当者連絡協議会）

No.1	項目	要望事項	協会名	要望事項説明者	林野庁R6. 11. 18口頭回答メモ
4	設計・積算	①ICT施工経費について ICT建機の費用を使用日数ではなく使用期間での計上を要望する。複数の構造物を施工する現場では床掘を行い構造物の施工、埋戻しそしてまた床掘となる。土工事ではICT建機として構造物施工時には通常機械となるが、その度に搬出入を行うわけにもいかず工事期間中はICT建機のリース料が発生する。	東京		
4	設計・積算	②直近の実勢資材価格の採用等実態に適合した設計について 資材の積算価格が現着価格となっていないもの（鋼材製品、木製品等）が多々ある。実態調査のうえ、現着価格での積算となるよう強く要望する。また、現着価格となっていない場合の確実な変更協議と資材価格高騰を反映した見積価格の採用を併せて要望する。	青森		
4	設計・積算	②直近の実勢資材価格の採用等実態に適合した設計について 現場が山間奥地で遠距離運搬となり生コン等の資材に割増料金が発生する。このため、実勢価格となるよう見積り単価での設計を要望する。なお、こうした意見要望に対して、局から「見積単価が徴取できなかった場合は考慮できていない」旨の回答もあるが、このような対応は避けていただきたく、発注者の責務として、乖離する経費を受注者の負担とすることがないよう、積極的な見積り価格の採用を要望する。	前橋		
4	設計・積算	②直近の実勢資材価格の採用等実態に適合した設計について 今年から内訳設計書が変更され受注者は大変助かっている。品確法にある「適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定」の積算に用いる価格が実勢価格と乖離しないよう、最新の労務単価、資材・機材等の実勢単価を適切に反映するように遵守することを要望する。	東京	4-② まとめて堂本が説明	←林野庁キャラバン、各種会議などで周知して参りたい。
4	設計・積算	②直近の実勢資材価格の採用等実態に適合した設計について 昨今、建設作業労働者の高齢化と継続的業者の減少に伴い、ケーブルクレーン（索道）を施工できる業者が極めて少なくなっている。山間部の治山工事における資機材運搬方法について、資機材の運搬できる仮設道路や大型モノレール等での設計を要望する。	東京		
4	設計・積算	②直近の実勢資材価格の採用等実態に適合した設計について 近年、資材単価が短期間で高騰している状況となっている。単品スライドでは対象工事費の1%が受注者の負担となり、適切な工事費とは言えない。また、単品スライドは工事受注後に資材等が高騰した場合の対応となっている。当初設計で直近の資材価格を採用するとともに、単品スライドでの対応ではなく、変更協議などの対応を要望する。	四国		

令和6年度改善要望事項（技術担当者連絡協議会）

No.1	項目	要望事項	協会名	要望事項説明者	林野庁R6.11.18口頭回答メモ
4	設計・積算	③支障木処理費の積算と測点の復元について 積雪地域のため、現場施工は4月後半～11月上旬の期間のみとなるが、支障木処理があると工事は実質6月からとなり、実際の施工期間は5ヶ月弱となる。支障木処理は工事発注前に測量杭の控え取りも含めて業務委託で実施するよう要望する。	青森	4-③ 代表して名古屋協会が説明	更問：今年度の専用道新設工事でも再々広告となっているが、理由を聞くと測点全損とのことである。設計コンサルにも要望したところ、引象点を複数設置したいが、仕様書に入っていないためできない。設計予算がないため。これまでは受注者のサービスで測量設計していた部分もあるが時代が違う。きちんと対応していただきたい。 ←支障木が損傷した場合は復元するよう指導して参りたい。 ←局署に必要な調査。 ←各局によって対応に波があるようである。きちんと対応するよう指導してもらいたい。
4	設計・積算	③支障木処理費の積算と測点の復元について 支障木伐採について提示される単価では、施工が難しいので、要望した実態に合うように単価の見直しを検討して頂きたい。 また、支障木は事前除去が原則で、やむなく、工事受注者に処理させる場合、①支障木の伐採集積に要する期間を適切に工期に反映させるとともに、②立木販売による処分ができなかった理由及び経過について対外的に説明できるように整理することとなっているが定着していない。	前橋		
4	設計・積算	③支障木処理費の積算と測点の復元について 支障木処理費は発注段階で見積りを採用した設計となっているが、受注後支障木処理が追加になった場合も追加見積りによる施工費の増額変更を要望する。	東京		
4	設計・積算	③支障木処理費の積算と測点の復元について 林業専用道新設工事の発注工事で支障木が事前除去されている場合において、設計図書に基づく現地の基準点も含め測点杭がすべて損壊、不明となっていることが一般的であり、この場合、再測量・設計図は受注者側の経費負担により復元している。 支障木を事前に搬出除去し現地の状況が変化した場合や不明となった測点は、①再測量・設計してから発注するか、②受注者が測量・設計を行う場合はその部分にかかる経費は計上することを要望する。	名古屋		
4	設計・積算	④補強土壁工の設計・積算について 補強土壁工は、背面盛土材の性状や特性に左右される構造物であるが、現地発生土を背面盛土材として使用することが、物理的、工学的に品質として適正でないと思われる場合が多々ある。補強土壁や鋼製擁壁工等は設計段階から現地の土質等を考慮して設計するよう要望する。	青森	4-④ 青森協会が説明	←変更で対応してもらいたい。
4	設計・積算	⑤現地の実態に適合した仮設道の設計と現道補修について 工事用仮設道路や作業道利用したコンクリート打設がある場合でも、打設箇所付近でのコンクリートポンプ車や生コン車の回転場や資機材置場等の計画及び設計がほとんどない。実際に施工できる仮設計画を当初設計に盛り込むよう強く要望する。	前橋		

令和6年度改善要望事項（技術担当者連絡協議会）

No.1	項目	要望事項	協会名	要望事項説明者	林野庁R6. 11. 18口頭回答メモ
4	設計・積算	⑤現地の実態に適合した仮設道の設計と現道補修について 仮設工・現道補修の設計（碎石数量や不陸整正延長）と実態に大きな乖離があり、大型車両を通行させるには不十分な数量での設計となっている。変更協議を行ってもすべて認められることなく、資材を運搬するためには受注者がすべて負担している実態がある。林野庁において実態を検証するとともに徹底した改善と指導を要望する。	前橋	4-⑤ まとめて前橋協会が説明	←任意架設と指定架設、どちらが良いのか意向を確認したい。
4	設計・積算	⑥山腹工事での人力小運搬の計上と軽労化について 資材置場から現場までの不整地運搬車による資材（丸太や植生マット等）の運搬は計上されているが、実際は運搬路終点から施工場所まで人力による運搬が発生する場合があるため設計計上を要望した。これに対し局からは「人力による運搬が経済的かつ工事実行上必要と分かる資料を提供のうえ、監督職員と協議をお願いしたい」旨の回答があった。当初設計段階から現地の実態を的確に把握し、現場条件を適正に反映した設計となるよう要望する。	前橋	4-⑥ 代表して長野協会が説明	←プレキャスト工法の積極的に採用するよう指導 ←20m以内の小運搬、作業員が高齢化でなかなか人肩が困難← ←材質、工法積極的に採用していきたい 更要望：資料の提出を求めるなど困難なことは避けてもらいたい
4	設計・積算	⑥山腹工事での人力小運搬の計上と軽労化について 山腹土留工の埋戻しが必要な場合は、索道での土砂運搬を設計されるよう要望する。また、急勾配の山腹土留工では仮設の作業盤台が必要となることから当初設計での計上を要望する。なお、急勾配の山腹工においては、安全性や作業員の肉体的な負担軽減のため人力施工ではなく機械施工を積極的に採用して働き方改革を推し進めることを要望する。	長野		
4	設計・積算	⑦現場実態を適切に反映した掘削方法による設計について 林野庁の工事では、限られたスペースで限られた機械を使用し危険な状態で掘削作業を行うため、何度も土砂等を仮置き、運搬することがある。地山が安定しない場合は土留等も設置する。現場実態に応じた掘削単価の割増や変更を要望する。	東京	4-⑦ 堂本が説明	←個別事案ではあるが、十分な協議をお願いしたい
4	設計・積算	⑧現場環境改善費の計上と現場実態について 本年度から全ての工事で現場環境改善費が計上されるようになった。しかし、国有林の現場実態からすると実施項目の内容が適正なのか疑問を感じる。実施する内容（率計上分）の見直しを要望する。 現在の「実施する内容」は、発電機が必要な現場や人里離れた山間奥地では必要とされないものが多く、5項目を実施することは大変厳しい。受注者希望等による対応の検討も要望する。	名古屋	4-⑧⑨⑩ まとめて名古屋協会が説明	更問；監督員と協議となっているが、実施項目が困難な部分は発注者側も提案議論してもらいたい。国交省の右倣えで作られていないかと考える。 ←現場の声をきくこと、今後、キャラバンなど通じて意見、議論を深めていきたい。
4	設計・積算	⑨安全施設の適切な設計計上について 谷止工の施工時において、キャットウォーク足場は計上してあるが、昇降設備（階段）が計上されていない。昇降には危険が伴うため安全設備として設置が必要であることから設計計上を要望する。	名古屋		更問：谷止の規模、延長により複数や高さも設置が必要となる。 ←諸雑費の中に含まれている。更に採算が合わないとのことであれば連絡いただきたい。

令和6年度改善要望事項（技術担当者連絡協議会）

No.1	項目	要望事項	協会名	要望事項説明者	林野庁R6. 11. 18口頭回答メモ
4	設計・積算	⑩分解・組立での搬入が必要な重機での設計計上について ケーブルクレーンによる重機搬入における分解・組立の重機は、重量の関係で自社の重機を使うことができない。工事期間のリース料を設計計上するよう要望する。	名古屋		更問：署と協議したが前例がないとの回答、質問の内容を事実誤認がないか確認 ←リース料は設計計上されているはずである。全体のリース期間としてみることは困難。期間中ではなく数量でみらざるを得ないことが会計検査の指導事項
4	設計・積算	⑪治山ダムの均しコンクリートの設計計上について 治山ダムの均しコンクリートは受注者負担との発注者の見解であるが、国交省ではダム堤底面が岩盤の場合は均しコンクリートの施工を発注者と協議が可能と特記仕様書に記載されている。林野庁でも同様の対応を要望する。	大阪	4-⑪ 大阪協会が説明	←林野庁においても検討していきたい。 ←国交省の仕様書の情報もいただきたい。 ←町村の仕様はばらばらのため参考にならない。
4	設計・積算	⑫施工性の高い工種・工法の適用促進について 生産性の向上、工期短縮、軽労化に資することを目的にプレキャスト製品等の適用促進に取り組まれているところであるが、引き続き、当初設計、設計変更での積極的な適用について局・署等への指導を要望する。なお、これらの新しい工種・工法、製品の適用に際しメーカー等の歩掛りや見積により積算する場合は、その内容を検証することについても指導願いたい。（自社製品の採用を目論み、実態に合わない施工歩掛りが示されている可能性もある。）	九州	4-⑫ まとめて九州協会が説明	←施工性の高い工種工法は引き続き取り組んで参りたい ←新工法が実態と合わない価額となっていることについては、事例が多くなったら実態調査を行い歩掛り改定する。
4	設計・積算	⑬残存型枠の適用拡大について コンクリート谷止工の上流側には丸太残存型枠が採用されているが、下流側は合板型枠が採用され、コンクリート打設後、脱枠作業が必要になる。工期の短縮、軽労化、高所作業の軽減や廃材の削減など、下流側を含め残存型枠の適用拡大を要望する。また、木製の型枠を使用する場合は、効率性の観点から丸棒加工された製品や製材品の型枠を採用願いたい。	九州		←局ごと、工事件名ごとに異なる。 ←キャラバンで実態等意見を聞いて進めて参りたい。
5	歩掛り改正	①山腹工における丸太筋工について 山腹工での丸太筋工の施工は急傾斜（1：1.5～2.0）の場合作業効率が低下し設計歩掛りと実態に大きな乖離がある。実態調査による設計歩掛りの改正を要望する。	前橋	局独自歩掛りのため林野庁からの回答を求めない	—
5	歩掛り改正	②コンクリート路面工の溶接金網設置割増し率の改正について 現在、コンクリート路面工の溶接金網設置の割増は10%で設計されているが、実態はラップ長を考えると40～50%の割増となる。設計と実態とに大きな乖離（特に曲線部が顕著）があるので速やかな実態把握（調査）による改正を要望する。	前橋	5-②③ まとめて前橋協会が説明	←施工実態調査を実施しているので今年度中には改正する見込み。
5	歩掛り改正	③ブレーカー掘削の機種の追加について 現在、ブレーカー掘削の歩掛りはバックホウ0.8㎡のみとなっているが、現地ではバックホウ0.45㎡での施工が多い実態にある。現場実態調査によりブレーカー掘削の歩掛りにバックホウ0.45㎡を追加するよう要望する。	前橋		←林道でのブレーカー掘削であるが、昨年から施工実態調査をしているので今後改正が見込めると思う。

令和6年度改善要望事項（技術担当者連絡協議会）

No.1	項目	要望事項	協会名	要望事項説明者	林野庁R6. 11. 18口頭回答メモ
5	歩掛り改正	④コンクリートポンプ車打設歩掛りについて コンクリート圧送管（配管）について「圧送管組立・撤去歩掛」で「1現場当たり1回の仮設費として積算するものとする」と記載されているが、谷止工のような複数回打設する場合の配管残置または撤去等が現場の打設毎に変わり、積算価格と実態に数倍の乖離がある。配管損料等は打設完了するまでの期間の日数を計上し、かつ山間部急傾斜地の配管手間（率計上）を要望する。	東京	5-④ まとめて東京協会が説明	←設置撤去の状況を全局確認しているところである。 ←当初では1回設置となっているが現場の状況で変更できるようにしたい。
5	歩掛り改正	④コンクリートポンプ車打設歩掛りについて 作業能力の標準打設機械の作業歩掛表における単価は山間僻地の谷止工の場合、急傾斜地の圧送距離や圧送の連続性等を考慮すると、実態の打設量が少なく、関わる作業員やポンプ車損料等の数量が多くなるため、標準とされる日当りの歩掛（数量）では対応出来ないことから割増し又は見積での積算を要望する。	東京		←標準歩掛かりで対応できない場合は見積もりで対応するよう指導したい
5	歩掛り改正	⑤不整地運搬車及びクレーン作業の歩掛りについて 不整地運搬車による小運搬を現場実態に応じた賃料と施工費（特殊運転手＋軽油代）での積算となるよう要望する。現在の施工歩掛りは時間当たりの運搬量で積算されるため、運搬量が少量の場合や山間僻地の場合は実態と乖離している場合が多々見られるため、数量、現場条件を踏まえた歩掛りの作成を要望する。さらに、不整地運搬車のリースは1日当たりの賃料のため、賃料が1.0日を下回らない歩掛とされたい。 また、クレーン作業に関わる経費も、山間僻地の場合は現場までの回送時間に長時間を要し、半日又は1日当たりの単価で請求される。施工機種（アウトリガーの幅や作業半径等）を含め実態調査による歩掛りの改正を要望する。	長野	5-⑤ 長野協会が説明	←賃料改正については調査し改正したところ ←歩掛かりは施工実態調査を継続中でまもなく実態により改正する。 ←共通仮設費、関節系比率も実態調査中であり、賃料もそちらに計上していけば改正できる見込み。
5	歩掛り改正	⑥山腹土留工における土工歩掛りについて 山腹工のコンクリート土留工の土工数量は「土留工等床拵え（山）」として掘削・基面整正・掘削面整形・埋戻全て含めて、山林砂防工0.16人/1㎡の歩掛となっており、土留工の型枠面積1㎡に対して土工労務が0.16人と簡易的な歩掛が採用されている。現実には急勾配でハーネスを装着した人力作業となることが多いことから現場実態を踏まえた歩掛の改定を要望する。	長野	局独自歩掛りのため林野庁からの回答を求めない	—
5	歩掛り改正	⑦コンクリート谷止工のチップング歩掛りについて 谷止の旧堤体と嵩上げコンクリートの接合チップング工の設計歩掛りと実際の施工歩掛りとに大きな乖離（掛かり増し）があることから見直しを要望する。	名古屋	5-⑦ 名古屋協会が説明	←まずは施工方法、発注のあり方に問題あるのでは。 ←まずはどういう状況なのか各局の状況を確認したい。 ←今後に向けて改正の検討、実態調査をして参りたい。

令和6年度改善要望事項（技術担当者連絡協議会）

No.1	項目	要望事項	協会名	要望事項説明者	林野庁R6. 11. 18口頭回答メモ
5	歩掛り改正	⑧熱中症対策について 近年の温暖化により猛暑日が長期間に渡り、比較的涼しいとされている国有林の現場においても熱中症対策が重要な課題となっている。積算においても、現場管理費で熱中症対策の補正はされているが、現場では、30分毎に休憩を取るような状況の中、実作業時間が制約されることから、工事期間が夏期（7月～8月）に掛かる場合は、実作業時間を考慮した労務費歩係りの補正を要望する。	四国	5-⑧⑨⑩ まとめて四国協会が説明	←費用計上を試行している 動向を捉えて対応していきたい
5	歩掛り改正	⑨岩盤清掃に関する歩掛りについて 治山ダムの掘削において、岩盤清掃の歩係りが設計と実態に大きな乖離がある。岩盤清掃の工程に関する実態調査を要望する。	四国		←チッピングと同様大きな乖離があるのか調査のうえ歩掛かり改正を検討。 ←場合によっては見積書の採用も検討するよう局を指導したい。
5	歩掛り改正	⑩コンクリート擁壁の曲線部の施工について コンクリート擁壁の曲線部の施工については、曲線半径が小さいほど型枠のロスが大きく、また作業効率も悪い。実際の工程を踏まえた歩係りとなるよう施工実態調査による補正係数等の改善を要望する。	四国		← 〃 ←構造物のRを設けての構造物はどのくらいあるのか、教示していただきたい。
5	歩掛り改正	⑪チャーター等単価契約の経費積算について 契約上は実稼働時間での精算となっており、1日フル稼働時と半日稼働時とは後者の場合半額となる。しかし実際は山間僻地までの移動時間を考慮し1日分の支払いが生じ、単価契約と労働費の実態との乖離がある。建設車両機械に伴う労働者は時間契約でなく1日当りでの積算を要望する。（働き方改革施行に伴い労働時間と安定的な雇用確保並びに人材確保に依存する。）	東京	5-⑪ 東京協会が説明	←実稼働時間により積算計上しているが、アワーメーターで確認しているが移動も含めて計上しているか各局確認したい。
5	歩掛り改正	⑫衛星通信機器のリース料による積算について 携帯電話の通信環境が悪く、情報共有システムや遠隔臨場の実施、緊急連絡体制の確保が困難な場合、今年度から衛星通信機器の設置が設計変更の対象となったが、当該機器がリース機器でないことから、積算は供用日当たりの損料計算となっている。このため、機器購入費50万円程度に加えて毎月の保守費用が必要となる。しかし、全ての現場で通信環境が劣悪という訳ではなく、購入してもその活用機会が限られることから、導入に消極的な受注者が多い。今後、通信環境の改善・整備は益々重要になると考えられることから、積極的な活用が図られるよう当該機器のリース化を要望する。	九州	5-⑫ 九州協会が説明	← 林野庁もリース検討中、今後リースが導入されることも検討されるとの情報がある
6	設計変更	⑬通信手段の確保について 山間奥地の工事での通信手段としてイリジウム衛星携帯電話の活用やスターリンク等の通信手段を当初から設計するよう要望しているのに対し、局では安全費や技術管理費への積み上げ計上が可能との前向きな回答であるが、署では必ずしも受注者が期待する対応とはなっていない。発注者の柔軟な変更協議の実現に結びつくよう林野庁の更なる指導徹底を要望する。	前橋	関係署案件のため林野庁に回答は求めない	

令和6年度改善要望事項（技術担当者連絡協議会）

No.1	項目	要望事項	協会名	要望事項説明者	林野庁R6. 11. 18口頭回答メモ
6	設計変更	②現場での電源確保に関する設計計上について 安全確保や熱中症予防対策として電源設備は必要不可欠であるが、必ずしも変更協議が実現しないケースがある。柔軟な変更協議の実現に結びつくよう林野庁の指導を要望する。	前橋	6-②③ 7-①②まとめて堂本が説明	←熱中症対策として用水電力設備費用計上できることとなっているので指導したい ←局指導をして参りたい ←構造物の品質管理の観点から打設ごとに実施することとなっている。理解願いたい。 ←国交省では工場出荷時にできるようになってきたため、林野庁においても工場の出荷時でできるよう改正することとした。
6	設計変更	③変更協議に対する迅速な対応について 設計・積算と現地の実態が乖離していることが多く、変更協議に多大な時間がかかる。場合によっては工期内に協議が整わず変更契約ができずに工事の完成を迎えることがある。発注者主催で契約段階での三者会議の開催を要望する。	前橋		
7	施工	①トータルステーションを使用した現地確認等の実施について 監督員の現地確認では、コンパスの使用・指定による測量等が未だに行われている。原則、TSを使用した現地確認等を要望する。局からは検査実施細則の改正を“検討する”等の回答もあるが、林野庁として統一した指導を要望する。	前橋		
7	施工	②コンクリートの品質管理の省力化について コンクリートの試験（圧縮強度試験）はその都度となっているが、出荷するコンクリート工場がJIS認定工場である場合は抽出試験で可とするなど省力化を要望する。	名古屋		
8	完成検査	①完成検査の簡素化と検査要領の改正について 監督職員による出来形確認を全箇所行った上、検査職員による確認が30%必要と言われる。国交省や県発注工事同様に、林野庁でも検査基準等を根本的に見直し、現場検査を簡素化するよう要望する。	前橋	8-① 代表して東京協会が説明	←ICT活用検査でも可としている。 ←簡素化省力化について局指導していきたい
8	完成検査	①完成検査の簡素化と検査要領の改正について 昨今のICT化に伴い、山間部の急傾斜地で出来形検測や、安全設備が撤去された後の完成検査では、安全確保の観点から、ドローンやLS（レーザー scanner）等の活用を要望する。また、起工測量、土量計算、数量確認でも活用が可能と思われることから、検査要領等の改正も併せて要望する。	東京		
8	完成検査	①完成検査の簡素化と検査要領の改正について 国土交通省の検査員の現地確認は、抽出した数ヶ所のための検測だが、林野庁はほぼ全ての工種を平均2割程度も検測する。事前に監督職員が全数量確認を行っていること、工事完了後は仮設施設が無く、高所や急傾斜地では危険を伴う。完成検査時の安全性確保の観点からも現地検測の簡素化を要望する。	東京		

令和6年度改善要望事項（技術担当者連絡協議会）

No.1	項目	要望事項	協会名	要望事項説明者	林野庁R6.11.18口頭回答メモ
8	完成検査	②施工管理基準と検査基準の整合性について 林道工事検査基準では、土工の切土・盛土の幅員規格が0～+20cm以内となっており、路側構造物など施工し構造物の寸法、倒れ、法狂いなど規格値内で施工できていても幅員が設計通りで天端コンクリートなどプラス側の規格値内となると検査時に不可となるケースがある。構造物が路側のみなら山側を掘削し幅員の確保も可能だが、両側に構造物がある場合は不可となる。土工幅員のマイナス規格の設定を要望する。 なお、出来形管理基準の規格値（-100）とも矛盾している。	名古屋	8-② 代表して名古屋協会が説明	←施工管理基準と検査基準の整合性について、齟齬している部分については局指導して参りたい。 ←出来形管理基準が正しいのできちんと修正するよう局指導して参りたい。
8	完成検査	②施工管理基準と検査基準の整合性について 受注者は施工管理基準等を基に各種の管理を行っているが、出来形管理基準及び規格値と検査基準の値が相違している点が一部見受けられる。また、局毎の基準にも一部相違点が見受けられることから、整合性を図ったうえで統一化を要望する。	九州		
9	設計基準	①通勤補正算定拠点の見直しと補正率について 通勤補正の算定拠点である市町村役場周辺では協力会社等を確保することが困難で、実際に作業員は設計にある時間以上の時間をかけて通勤しており、今後の労働力不足が懸念される。工事受注者の所在地又は市町村役場からの通勤距離、時間により変更対象とするよう要望する。	青森	9-① 代表して青森協会が説明	←算定拠点の改正要望であるが、 入札条件の公平性から受注者所在地市町村に変更はできない。 引き続き補正方法を検討
9	設計基準	①通勤補正算定拠点の見直しと補正率について 通勤補正の算定拠点である市町村役場周辺に所在している請負業者は少なく、現場までの通勤には相当な時間を要しており、現状の補正との乖離が大きい。補正の起点を最寄りの市町村役場からではなく、上限を設けた上で落札業者の現場至近の本支店からの距離による通勤補正を要望する。	前橋		
9	設計基準	①通勤補正算定拠点の見直しと補正率について 現在の通勤補正率は労務費の6％となっているが、現場往復時間2時間の場合、労務時間は6時間となり6％の補正では足りない（労務費が2万円だと3,800円の赤字）ため補正率の見直しを要望する。	大阪		
9	設計基準	②橋梁塗装工での週休二日補正について 森林土木工事における橋梁塗装工には、週休2日に関する補正が反映されていないが、他官庁における橋梁塗装工では補正の対象となっている。森林土木工事についても補正の対象となるするよう要望する。	青森	9-② 青森協会が説明	←対象となっている。たまたま漏れがあった模様。
9	設計基準	③快適トイレの設計計上について 現在、快適トイレは、当初設計で計上されず変更設計での対応となっているが、当初の設計書から計上することを要望する。快適トイレの月額リース料は4万5千円程必要な状況であり、男・女、数カ月の工事期間設置すると相当な金額となる。働き方改革の情勢下、必須的な施策とすることを要望する。	前橋		←導入率35パーセントでまだまだ少ない。6割以上となれば当初設計へ計上していきたい。

令和6年度改善要望事項（技術担当者連絡協議会）

No.1	項目	要望事項	協会名	要望事項説明者	林野庁R6. 11. 18口頭回答メモ
9	設計基準	④ボーリング暗渠工の傾斜角の基準値の改正について ボーリング暗渠工の傾斜角の規格値が、林野庁では±1度となっているが、国交省などでは±2. 5度となっている。林野庁においても方向角と同様に±2. 5度に改正を要望する。	前橋	9-③④⑤ まとめて堂本が説明	←改正は検討したい
9	設計基準	⑤山林砂防工の適用基準見直しについて 設計者によって解釈に違いがあるため統一を要望する。市街地から離れた山間部のため、経費と時間、危険度も増し、危険と思われる場所については、全て山林砂防工の適用を要望する。	東京		←設計者により解釈が異ならないよう今春周知したところ。 危険なところ、急傾斜地はすべて採用されているはずである。 林道では採用困難 ←採用された経緯は、山奥、山泊、すべてのこと（工種・技術）ができる作業員であることなど条件 採用の取り扱いがバラバラな部分は整理していただいた。
9	設計基準	⑥切土勾配の見直しについて 切土掘削では、施工の途中で発現した土質に応じて法勾配を変更しなければならないが、施工は設計の土質区分に応じて作業を進めるため、掘削途中で設計と相違した土質が発生した場合は手戻り作業が生じることもある。特にICT施工の場合は、機器の再セットやオペレータの技量による施工を余儀なくされる。このため、施工性の向上と作業の安全確保の観点から、同一法面については設計段階から安全勾配での施工とするなど、施工管理基準の改訂も含め要望する。	九州	9-⑥ 九州協会が説明	←これまで複数回の要望しているところであるが、切り土勾配の見直しは非常に難しい 明確な回答は困難であるが I ct施工
10	その他	①支障木の有効活用促進について 多くの現場では、支障木は新設林道の盛土法尻に集積している。集積された材は搬出されず朽ちていくだけなので、資源の無駄となっている。支障木の有効活用を目的として、林業作業用施設に素材として運搬することを要望する。このことにより、林道の出来映えや品質向上を図ることができる。	青森	10-①② まとめて堂本が説明	
10	その他	②既存幹線林道の高規格化について 既存の林道では原木を運搬する車両規格が制約されるとともに車両同士のすれ違いによる待機時間が発生することから運搬効率が悪く、コストの増加要因となっている。安価で安定した原木供給を実現するために既存林道の高規格化を要望する。	青森		←現地の状況に応じているが検討していきたい。
10	その他	③工事提出書類の簡素化（スリム化）について 工事書類の提出頻度が国交省と比較して多い。働き方改革の取り組みなどを考慮すると、技術者の負担軽減のため提出の必要がない工事書類の提出を求めないよう要望する。	秋田		更問：日報、などは国交省は受注者保管となっている。写真も電子とともに紙でも出してくれとのことであった

令和6年度改善要望事項（技術担当者連絡協議会）

No.1	項目	要望事項	協会名	要望事項説明者	林野庁R6.11.18口頭回答メモ
10	その他	③工事提出書類の簡素化（スリム化）について 令和5年度から任意様式で提示となった「工事日報」も提出を求められる署がある。また、電子データで納品した写真をさらに紙で提出するよう要求する署もある。これらは受注者が発注者からサービスの無償提供を求められているとも受け取れる。また、提出書類や工事写真、出来形図面等においても紙ではなく電子での提出を要望する。 局・署の問題とせず、実際に提出する書類の更なる簡素化とあわせて林野庁の徹底した指導を要望する。	前橋		
10	その他	③工事提出書類の簡素化（スリム化）について 入札参加申請時に提出する工程表については、実情を反映して作成したものではなく、あまり意味がないと思われるため、提出を省略するよう要望する。	名古屋		更問：例年の要望、国交省、県、市町では提出不要となっている。提出する必要の根拠を明確にしてほしい。
10	その他	③工事提出書類の簡素化（スリム化）について 国交省などでは、「時間外労働の上限規制」の関係から、工事書類の簡素化・効率化について要領等改定されている。林野庁では従来通りの書類様式も参考様式とされており簡素化されているのか疑問に思う。月毎に提出する履行報告書については鏡が変わったのみで、添付書類は実施工程表、現場状況写真、いまだに工事日報も求められる。工事日報については作業内容、天候気温雨量、出役人員数の記入もあり、その他の提出書類の熱中症対策様式に気温の記入、週休2日実績では計画及び実績工程の記入、出役人員の記入もありそれぞれの提出書類の記入項目が重複しており記入項目のチェックも必要となる。工事提出書類の簡素化・効率化を要望する。	名古屋	10-③ 秋田協会と名古屋協会が説明	時間外労働規制を遵守しなければならない中での仕事量を減らさなければならない ←電子納品ガイドラインでは紙提出は不要。 ←工程表は昨年も同様の要望を受け検討したところ、逸脱した工事工程となっていないか確認する必要があることから簡素化できなかったところである。 ←指定様式から任意様式にしたところであるが「これまでどおりの様式を出せ」と発注者がと言われるのか？そうであれば局指導する。 ←会計検査で工事日報の提出を求められたこともあり会社で保管していただければよい。提示 更問：国交省は各地方整備局で書類のスリム化をしている。各局で取り組ませることも必要ではないか
10	その他	③工事提出書類の簡素化（スリム化）について 国交省では、各地方整備局において受発注者双方の働き方改革を推進するためのガイド（九州地方整備局：土木工事書類省力化ガイド）を作成し、受発注者双方で共有のうえ、提出書類や写真、事務処理の実質的なスリム化を図っている。林野庁においては、昨年、様式の数削減したが、実質的な提出書類の削減には繋がっていない。例えば、納品書等は国交省では提出不要で「保管」が求められるだけである。2024年問題に対応するため、一部の受注者は、建設ディレクターを活用し時間外勤務の削減を目指しているがごく少数である。林野庁においても、2024年問題への対応として、実質的な業務削減が図られるよう積極的な取組を要望する。	九州		

令和6年度改善要望事項（技術担当者連絡協議会）

No.1	項目	要望事項	協会名	要望事項説明者	林野庁R6.11.18口頭回答メモ
10	その他	③工事提出書類の簡素化（スリム化）について 国交省、県等では、段階確認や完成検査等発注者が臨場（遠隔含む）して確認・検査を行った場合の写真管理は不要である。工事写真管理基準の改正を含め、写真管理の簡素化に向けた改善を要望する。	九州		
10	その他	④・開示請求申請手続きの簡素化について 開示請求申請手続きに多くの日数がかかることから簡略化を要望する。県、市などはネット上で設計書の開示請求が可能となっていることから同様の対応を要望する。	東京		
10	その他	⑤適正な発注見通し情報の公表について 本年当初の発注見通しでは、第1四半期に入札予定とされていた工事が突然第2四半期に変更となり、さらに再び変更されたことから、工事配置予定技術者の計画が狂い労務に無駄が生じた。昨年も発注見通しの急変があり、最終的に工事発注が中止となった事案もあった。このように公表内容に信憑性がなくなると当該工事を年間計画に見込むことができず、入札に参加することができない。適正な発注見通し情報の公表となるよう要望する。	名古屋	10-④⑤ まとめて堂本が説明	←早期に情報を更新するように指導して参りたい。
10	その他	⑥緑の守り手認定制度について ブラチナ認定を獲得するためには、治山と林道工事両方の施工実績が必要だが、林道工事が発注されない署等もある。予算のバラツキの解消と認定制度の条件緩和の設定を要望する。	大阪	10-⑥⑦ まとめて大阪協会が説明	
10	その他	⑦入札不調・不落になった場合の入札結果の公表について 工事入札の結果、不調・不落となった場合についても、入札結果をHPで公表するよう要望する。	大阪		←契約情報の公表のため困難、他官庁ほか他事業も含めて契約情報を速やかに公表するよう指導したい
10	その他	⑧公共工事設計労務単価の適用地域について 公共工事設計労務単価は、当然、同一職種でも県ごとに単価が異なるが、隣接県と極端な単価差（例えば3,000円程度）がある場合は、労務者が労務単価が安い県から高い県へ流出する現象が起きている。特に県境に位置する地域においてはそれが顕著であり、単価が安い県内で発注される工事の不調にもつながっている。また、入札参加資格を有する単価が高い県内の企業が当該現場から近距離に位置し、地理的条件に恵まれていても、単価が安い県内発注の工事には応札することを敬遠するなど、結果的に不調が続くことになる。このため、隣接する県において極端な単価差がある場合は、単価が安い県の地域について、別途、補正等により単価を定めるなど、労務費の単価差を縮小するような工夫はできないか。関係機関等との調整等も含め検討を要望する。	九州	10-⑧ 九州協会が説明	←労務単価の県ごとの調整要望であるが他関係もあるので困難である。 ←現場条件での調整は可能であるので検討できることは局指導したい